

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長) 第二十三条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き、当該理由がやんだ日から二月以内限り、地域及び期日を指定して、当該期限を延長するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収税額) 第四十三条の六 (略) 一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条の規定による申告書(以下この条において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第四十三条の三及び第四十三条の四の規定を適用して計算した税額</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の納税義務者等) 第五十六条 (略) 2-9 (略) 10 (略) 一五 (略) 六 家屋の取得者の住所及び氏名又は名称並びにそれぞれの者が取得した部分の価額</p> <p>七 (略)</p>	<p>(災害等による期限の延長) 第二十三条 知事は、県内の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き、当該理由がやんだ日から二月以内限り、地域及び期日を指定して、当該期限を延長するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収税額) 第四十三条の六 (略) 一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条の規定による申告書(以下本条において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第四十三条の三及び第四十三条の四の規定を適用して計算した税額</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の納税義務者等) 第五十六条 (略) 2-9 (略) 10 (略) 一五 (略) 六 家屋の取得者の住所及び氏名又は名称並びにそれぞれの者が取得した部分の価額並びにこれを承諾する旨のなつ印</p> <p>七 (略)</p>

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)次項及び附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2| 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項及び第三項並びに附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、附則第六条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第六条の四の三第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)
 第十一条の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等(以下この条において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第一項に規定する金額は附則第十一条の二の四第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第五号)附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。附則第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)
 第十一条の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等(以下この条において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二の四第二項に規定する金額は附則第十一条の二の四第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(株式等譲渡所得割の申告納入等) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載及び保存の義務) 第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、規則で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもつて第一項の備付け及び前項の保存に代えることができる。</p>	<p>(株式等譲渡所得割の申告納入等) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載及び保存の義務) 第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けた第一項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもつて第一項の備付け及び前項の保存に代えることができる。</p>

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等(法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)、発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。及び特定卸供給事業(同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。)) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等(法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)) 及び発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ (略)</p>

<p>2―4 (略)</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>2―4 (略)</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税に係る扶養親族申告書)</p> <p>第三十九条の五 (略)</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(年齢十六歳未満の者に限る。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から附則第十一条の二まで、附則第十一条の二の四から附則第十二条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十</p>	<p>(個人の県民税に係る扶養親族申告書)</p> <p>第三十九条の五 (略)</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から附則第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十</p>

<p>三条の二の二までにおいて「前年」という。の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>三条の二の二までにおいて「前年」という。の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

（広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正）
 第五条 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（帳簿等の保存義務） 第二十一条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入について、次に掲げる事項を記載した帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）又は電子計算機出力マイクروفイルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクروفイルムをいう。）を含む。）を、第九条第一項若しくは第二項に規定する納入申告書の提出期限又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>一一三 (略)</p>	<p>（帳簿等の保存義務） 第二十一条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入について、次に掲げる事項を記載した帳簿（規則で定めるところにより知事の承認を受けた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）又は電子計算機出力マイクروفイルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクروفイルムをいう。）を含む。）を、第九条第一項若しくは第二項に規定する納入申告書の提出期限又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>一一三 (略)</p>

附 則
 （施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第五条並びに附則第三条及び第六条の規定 令和四年一月一日

二 第三条及び附則第五条の規定 令和四年四月一日

三 第四条及び附則第四条の規定 令和六年一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の二の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第四十六条の十九第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

第四条 第四条の規定による改正後の広島県税条例第三十九条の五第二項及び附則第四条の二第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の広島県税条例第四十七条第一項並びに第五十条第二項及び第三項の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税及び産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者の帳簿の保存の義務等に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第八十八条第三項の規定及び第五条の規定による改正後の広島県産業廃棄物埋立税条例第二十一条の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。